

新	旧
<p>に限る。)並びに取扱いの数量及び金額の見込み (2) 施設の種類、規模、配置及び構造 (3) 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画 (卸売業務の許可の申請等)</p> <p>第5条 法第58条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に規則で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第13条の6の規定により法第58条第1項の許可を受けたものとみなされる者であつて、<u>法第13条の5第1項の許可を受けて開設される地方卸売市場において卸売の業務を行おうとするものは、届出書に規則で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(許可証)</p> <p>第9条 知事は、<u>法第13条の5第1項、第55条又は第58条第1項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。</u></p> <p>2・3 省略 (営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 開設者等たる法人の合併の場合(開設者等たる法人と開設者等でない法人が合併して開設者等たる法人が存続する場合を除く。)<u>又は分割の場合(地方卸売市場における開設又は卸売の業務を承継させる場合に限る。)</u>において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、開設者等の地位を承継する。</p> <p>3・4 省略 (卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)</p> <p>第14条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、卸売の業務を行う<u>市場において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を買受けしてはならない。ただし、業務規程で定めるところによ</u></p>	<p>に限る。)並びに取扱いの数量及び金額の見込み (2) 施設の種類、規模、配置及び構造 (3) 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画 (卸売業務の許可の申請)</p> <p>第5条 法第58条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に規則で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(許可証)</p> <p>第9条 知事は、法_____第55条又は第58条第1項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。</p> <p>2・3 省略 (営業の譲渡し及び譲受け並びに合併_____)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 開設者等たる法人の合併の場合(開設者等たる法人と開設者等でない法人が合併して開設者等たる法人が存続する場合を除く。) _____において、当該合併_____について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は_____合併により設立された法人_____は、開設者等の地位を承継する。</p> <p>3・4 省略 (卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止)</p> <p>第14条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、卸売の業務を行なう市場において、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等についてされる卸売の相手方として、生鮮食料品等を買受けしてはならない。</p>

新	旧
<p><u>り、開設者が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第15条 削除</p> <p>(公示事項)</p> <p>第35条 知事は、次の各号に掲げるときは、その旨を公示しなければならない。その公示した事項に変更があつたときも、同様とする。</p> <p>(1) 法第13条の5第1項、第55条、第58条第1項又は第60条の許可をしたとき。</p> <p>(2) 法第65条第1項又は第2項の処分をしたとき。</p> <p>(3) 第5条第2項又は第8条の届出があつたとき。</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第36条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる額の申請手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法第13条の5第1項又は第55条の許可 5,550円</p> <p>(2) 法第58条第1項の許可 5,550円</p>	<p>(委託手数料以外の報償の收受の禁止)</p> <p>第15条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。</p> <p>(公示事項)</p> <p>第35条 知事は、次の各号に掲げるときは、その旨を公示しなければならない。その公示した事項に変更があつたときも、同様とする。</p> <p>(1) 法_____第55条、第58条第1項又は第60条の許可をしたとき。</p> <p>(2) 法第65条第1項又は第2項の処分をしたとき。</p> <p>(3) 第8条_____の届出があつたとき。</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第36条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に掲げる額の申請手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 法_____第55条の許可 5,550円</p> <p>(2) 法第58条第1項の許可 5,550円</p>